

まちづくりだより

発行／浦安市 都市整備部
まちづくり事務所
平成26年5月1日

■記事 整備された公園・広場の紹介
まちづくりからまち育てへ
換地処分に向けて

堀江・猫実 B 地区土地区画整理事業は、4年の歳月をかけて平成26年3月にすべての整備が完了しました。

地域の皆様にはこれまで事業にご尽力、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

まちづくりだより第24号では、新たに整備された公園・広場とより魅力のあるまちにするための取組み及び換地処分に向けた手続きについてご紹介します。

フラワー通り公園（さくら広場）が利用できるようになりました

フラワー通り公園は、花や緑とふれあう地域の憩いの場となるような公園です。

さくら広場は、新中通りとフラワー通りの交差点部に位置し、中央には芝生を設け、名称にちなみ河津桜としだれ桜を植樹することで、より長く桜が咲いているように整備しました。

また、休憩スペースとしてパーゴラとベンチ、水飲み場等を設置しています。

■平面図



さくら広場

1. 新たに整備された公園・広場

公園の整備効果 ⇒ 憩いの場となる緑とオープンスペースが確保されました。

- ・ 緑やオープンスペースの面積が増えました。 整備前の3.6倍 (255㎡→913㎡)
- ・ 憩いの場となる公園やまちにわ広場の数が増えました。
整備前 2箇所 ⇒ 整備後 7箇所 (花壇 4箇所を除く)



2. まちづくりからまち育てへ

さくら広場やもみじ広場以外にも、地区内の生活道路のまちかどに小さなまちにわ広場を設け、樹木や花壇、皆さんが休める腰かけも配置しましたのでご利用ください。

旧浜野医院を利用して「つどいの広場」が昨年6月から再開されましたが、新たに新中通り沿いに親子が安心して遊べる、小さな遊び場「ひまわり児童遊園」も整備しました。

道路や公園が整備されて、まちがきれいになりましたが、より魅力のあるまちにするために引き続きまちを育てていくことが大切ではないでしょうか。

そうあるためにも、公園は地域の皆さんできれいに利用しましょう。

現在、市では公園等の清掃を週1回行っていますが、加えて、公園でのボランティア活動を支援する浦安市公園等の里親制度がございますので、是非ご利用ください。

○浦安市公園等の里親制度

みんなが利用する公園は、いつもきれいで、緑がいっぱいであってほしいものです。

公園等の里親制度は、市民の皆さんが日ごろ利用している公園で、掃除や花壇（植栽）の手入れなどの緑化・美化活動を行っていただき、市がこれを支援する制度です。

皆さんと市が協働して、公園がよりよくなるよう育てていきましょう。

里親団体

里親となれる団体は地域住民などで構成された継続して活動できる5人以上の団体です。

活動場所と範囲

公園または緑地などみどり公園課が土地を管理している場所に限ります。

活動の内容

つぎの活動に対して、支援を行います。

なお、活動は公園利用者の妨げにならないようご注意ください。

- ・環境美化活動 清掃、除草など
- ・緑化活動 草花の植付け、水遣り、花ガラ摘み、施肥など
- ・情報の提供 施設や遊具の損傷、不審者や不適切な利用者など
- ・その他必要な活動 環境美化活動や緑化活動などに関連するイベントなど

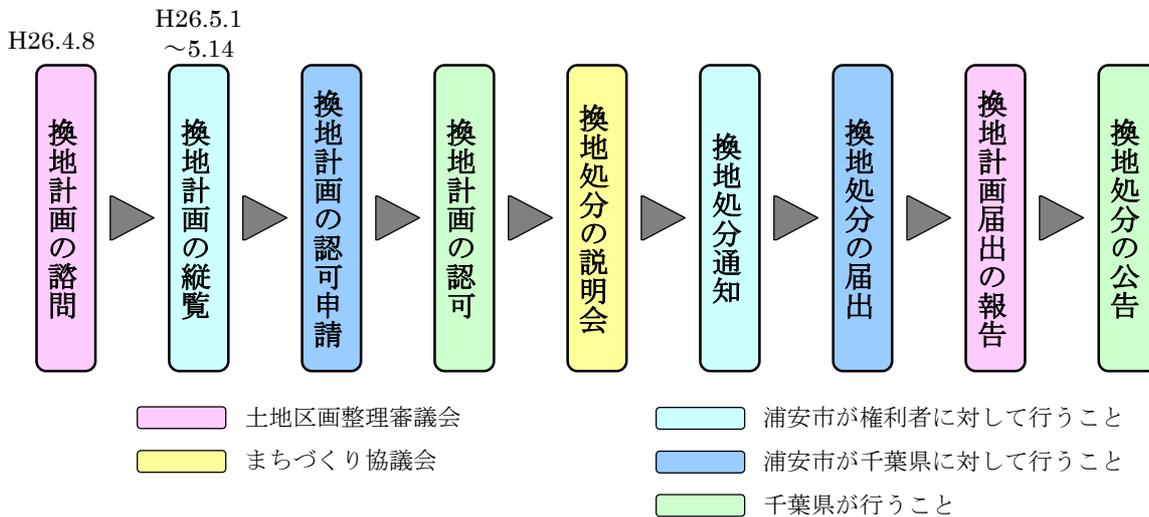


活動への支援

支援の種類	内容
消耗品の支給	ゴミ袋、肥料、薬品など
物品の貸与	ホウキ、ちりとり、スコップ、草刈機など
里親看板の設置	希望により里親団体名を記した看板を設置します
保険の加入	希望によりボランティア保険に加入できます

3. 換地処分に向けて

4月8日に第12回土地区画整理審議会を開催し、換地計画の内容について諮問を行った結果、承認頂きました。今後につきましては、5月に換地計画の縦覧を行い、浦安市より千葉県に対して換地計画の認可申請をいたします。その後、千葉県からの換地計画の認可を経て、換地処分通知の送付および換地処分の届出・公告に向けての手続きを進めてまいります。



○換地計画の縦覧を実施しました。

平成26年3月3日から土地所有者及び借地権者の全権利者に対して、換地計画の縦覧を行いました。

○換地計画の縦覧を行います。

土地区画整理事業法第88条第2項に基づき、換地計画の縦覧を実施いたします。

○堀江・猫実B地区土地区画整理事業 換地計画の縦覧

【日程】平成26年5月1日～5月14日(土・日・祝日を含む)

【時間】8:30～17:00

【場所】まちづくり事務所

【縦覧に供する図書】換地計画図書

換地計画の内容について意見のある利害関係者は、縦覧期間内に浦安市に意見書を提出することが出来ます。

●各種届出のお願い

転居等による住所変更や、土地売買・相続等による権利変動等が生じた場合は、今後の換地処分に向けた権利者確認作業において不都合が生じないようにするため、速やかにまちづくり事務所まで連絡をお願いします。

事業に関するお問い合わせや相談は・・・
浦安市 都市整備部 まちづくり事務所
猫実3-25-10 TEL047-382-3721
Email: machi@city.urayasu.lg.jp